

令和8年7月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（ワ）第70184号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 令和8年4月10日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

近 藤 剛

前 田 拓 郎

10

被 告

同訴訟代理人弁護士

大 島 麻 子

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告が、別紙掲載論文目録記載の論文において、被告に無断で被告作成の図表を掲載したことにつき、被告の原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権がいずれも存在しないことを確認する。

20

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

25

本件は、原告が、別紙掲載論文目録記載①ないし⑦の論文等（以下、これらを併せて「本件各論文」という。）において、被告が作成した別紙図表目録記載①ないし⑦の各図表（以下、これらを併せて「本件各図表」という。）を掲載したこと（以下、当該掲載行為を「本件利用行為」という。）が、被告に対する不法行為に該当せず、また、原告において利益を受けていないなどと主張

して、被告に対し、本件利用行為について、被告が原告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求債権（以下「本件損害賠償請求債権」という。）及び不当利得返還請求債権（以下「本件不当利得返還請求債権」という。）のいずれも有しないことの確認を求める事案である。

5 2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠（枝番を含む。）及び
 弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告は、立教大学異文化コミュニケーション学部の教授である。

10 被告は、国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所先進的音声翻訳研究開発推進センターの主任研究員である。

(2) 原告による訴え提起に至る経緯

ア 原告は、平成30年3月から令和2年10月にかけて、本件各図表を掲載した本件各論文の公表等を行った。

15 イ 被告は、令和4年12月21日、立教大学及び独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）に対し、本件利用行為が盗用に
 該当する旨の通報を行った。（甲18、乙1）

20 ウ 立教大学は、令和5年10月25日、原告に対し、本件利用行為が立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程において不正行為と
 される盗用に該当する旨通知し、盗用に係る是正措置として、盗用によって生じた不適切な状態を可能な限り是正し、被告に十分な説明をすること
 などを勧告するとともに、原告に対する競争的研究費の執行及び研究プロジェクト室の使用を停止した。（甲18）

25 エ 日本学術振興会は、令和6年3月27日、原告に対し、同会の補助事業において本件利用行為に係る不正行為があったと認定されたことを受け、
 同年4月1日から令和9年3月31日までの間、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付しないことを通知した。（甲23）

オ 立教大学は、令和6年4月19日、原告に対し、上記エの通知を踏まえ、同大学内の競争的研究費についても、令和8年度（令和9年3月31日）までの交付を制限するとともに、令和4年度の執行済みの経費の一部の返還を請求した。（甲13、24）

5 カ 原告は、令和7年2月7日、被告に対し、原告代理人を通じて、原告と被告との間で本件利用行為に関する問題が全て解決済みであることなどを確認する旨の確認書（以下「本件確認書」という。）を送付し、署名を求めたが、被告はこれを拒否した。（甲14、15）

キ 原告は、令和7年4月30日、被告に対し、本件訴えを提起した。

10 (3) 被告による原告に対する本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権の放棄

被告は、令和8年3月10日の本件第6回弁論準備手続期日において、本件利用行為により原告が経済的利益を得ていないこと及び本件利用行為そのものにより被告に損害が生じていないことを認めるとともに、仮に本件利用行為そのものにより、原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求債権ある
15 いは不当利得返還請求債権が発生するとしても、これらの請求債権をいずれも放棄する旨を陳述した。

3 本案前の争点及びこれに関する当事者の主張

本件の本案前の争点は、本件訴えに訴えの利益があるかである。

20 (1) 原告の主張

原告は、本件利用行為による不適切な状態の回復のために必要な措置をとったものの、現在に至るまで、研究活動への参加の一部停止、競争的研究費の停止及び教育活動への参加の停止という極めて厳正な処分を受けており、原告の不利益は回復していない。

25 また、本件利用行為による不適切な状態の回復措置には被告に対する通知も含まれているところ、被告は本件確認書への署名を拒否している。

上記の状況により、原告は、立教大学及びその他の第三者に対して本件利用行為による原告被告間の紛争が解決していることを外部に証明することができない状況にある。

原告の研究活動に関する処分の解除及び本件に関する原告の名誉や信頼回復のためには、原告と被告との間において、原告が被告に対して少なくとも法的には違法なことを行っていないことを判決によって確認する必要がある。

(2) 被告の主張

本件利用行為により原告が経済的利益を得ていないこと及び本件利用行為そのものにより被告に損害が生じていないことに争いはなく、仮に本件損害賠償請求債権あるいは本件不当利得返還請求債権が発生するとしても、被告はこれらを放棄した。

また、原告と被告は、令和4年4月16日、原告において本件利用行為に関して是正を行うことを含む合意をしたところ、被告が原告に対して求めているのは当該合意の履行であり、仮に本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権の不存在が確認されたとしても、原告の権利又は法的地位への危険又は不安が除去されるものではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 確認の訴えにおける確認の利益は、即時確定の利益がある場合、すなわち、判決をもって法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、現に当事者の有する権利又は法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に限り認められる（最高裁昭和27年（オ）第683号同30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁、最高裁昭和44年（オ）第719号同47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁）。

これを本件についてみると、原告は、本件利用行為について、被告の原告に対する不法行為に基づく本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権

の不存在の確認を求めているところ、前提事実(3)で認定したとおり、被告は、令和8年3月10日に行われた本件第6回弁論準備手続期日において、本件利用行為により原告が経済的利益を得ていないこと及び本件利用行為そのものにより被告に損害が生じていないことを認めるとともに、本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権を放棄する旨陳述したことが認められる。

以上によれば、被告の原告に対する本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権が存在しないことは被告の自認するところであり、この点について、現に当事者間に紛争が存在し、原告の有する権利又は法律上の地位の不安、危険が存在しているとはいえず、即時確定の利益があるとは認められない。

10 2 原告の主張について

原告は、原告の研究活動に関する処分の解除及び本件に関する原告の名誉や信頼回復のためには、原告と被告との間において、原告が被告に対して少なくとも法的には違法なことを行っていないことを判決によって確認する必要がある旨主張する。

15 しかしながら、本件訴えは、本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権の不存在の確認を求める訴えであり、原告の研究活動に関する処分の解除及び本件に関する原告の名誉や信頼回復を求めるものではないから、被告が確認することが必要であるとする対象は理由中の判断その他本件における訴訟物外の事情にとどまり、本件損害賠償請求債権及び本件不当利得返還請求債権
20 が存在しない旨の確認判決を得ることが、原告の主張する権利又は法的地位への危険又は不安を除去するために必要かつ適切であるということとはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

第4 結論

よって、本件訴えは訴えの利益を欠くものであるから却下することとして、
25 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 9 部

裁判長裁判官

5

澁谷勝海

裁判官

10

本井修平

裁判官

15

浅川浩輝

20

25

掲載論文目録

(以下省略)

5

10

15

20

25

図表目録

(以下省略)